

保護者様

しゅうがくえんじょ

名古屋市教育委員会

就学援助 のお知らせ（令和3年9月～令和4年8月分）

名古屋市では、経済的な理由により、お子さんを小・中学校へ就学させるのにお困りの方に対して、給食費や学用品費など学校での学習に必要な費用を援助する事業を行っています。援助を受けるには申請が必要です。

1 就学援助の対象となる方

下記の申請項目①～④のいずれかに該当する方が就学援助の対象となります。

- ① 生活保護法に規定する要保護者
- ② 生活保護が停止または廃止された方
- ③ 児童扶養手当が支給された方
- ④ 経済的にお困りの方（※基準は3ページをご覧ください。）

2 認定期間

認定期間は申請が受け付けられた当月から令和4年8月までです（令和4年3月に中学校を卒業する3年生は令和4年3月まで）。申請方法は3ページをご確認ください。なお、**令和4年9月以降も引き続き就学援助を希望される場合は、6月頃に学校を通じてご案内する継続申請手続きを行ってください。**

3 支給内容（令和3年9月～令和4年8月分）※令和3年9月時点での予定です

学用品費等			小学校1年生	小学校2～6年生	中学校1年生	中学校2・3年生	支給日
	令和3年	9月～12月分	4,320円	5,040円	8,200円	9,000円	10/25頃
	令和4年	1月～3月分	3,240円	3,780円	6,150円	6,750円	1/25頃
4月～8月分		5,670円	6,680円	10,690円	11,560円	6/1頃	
オンライン学習通信費			全学年	1,000円/月			開始後
入学準備金			入学前年度の2月時点、または入学年度の4月時点で就学援助を受けている児童生徒に支給			小：51,060円 中：60,000円	2/25頃 または 6/1頃
卒業アルバム代等			小6・中3	3/1時点で就学援助を受け、卒業アルバム等を購入する児童生徒に支給		実費額	3/31頃
学校給食費			全学年	学校長から給食実施機関に支払い（保護者に直接支給はされません。） 中学校でスクールランチ実施校は、 実際に飲食した金額 を保護者に支給			4月分：6/1頃 3月分：3/31頃 その他の月： 翌月25日頃
野外活動費			小5・中2	実施時点で就学援助を受け、 野外活動に参加した児童生徒 に支給			実施後（通常2～3ヵ月後）
修学旅行費			小6・中3	実施時点で就学援助を受け、 修学旅行に参加した児童生徒 に支給			
通学交通費			特別な教育的配慮により、小学校4km以上・中学校6km以上の通学距離がある学校へ、公共交通機関を利用して通学する児童生徒に支給（特別支援学級への通学については、通学距離を問いません。）				7月 10月 1月
学校病医療費			学校の指示で治療した 学校病* の治療費を、学校長から医療機関に支払い（保護者に直接支給はされません。）※トラコーマ、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎、むし歯、アデノイド、寄生虫病、特定の皮膚病。				
学校生活管理指導表文書費			全学年	食物アレルギー、心臓・腎臓関連の疾患に関して医師が作成する学校生活管理指導表の文書料を支給。医療機関の領収書が必要		実費額(限度額3,000円)	4、5月分： 6/25頃 その他の月： 翌月25日頃

4 支給に関する注意事項

学用品費等は、学期途中で認定された場合は金額の一部が支給されます。また、オンライン学習通信費は、お子さんの通学している学校でタブレット端末を活用した家庭学習が開始された月の分から支給されます。

生活保護受給世帯は、修学旅行費、学校病医療費のみ支給します。その他は生活保護費で支給されます。

学校病の治療の際には、必ず「治療明細書」等を事前に学校から受け取り、医療機関へお持ちください。なお、子ども医療証、ひとり親家庭医療証がある場合は、そちらを優先します。

振込名義は「エンジョナゴヤシ」です。支給時期は、若干ずれることがあります。

保護者が口座振替を申し込まれた場合、原則として保護者口座へ直接振り込みます。ただし、学校徴収金のうち就学援助の対象となっているものについて未納が生じた場合、口座振替の申し込みをされていても、学校に支払う場合があります。

5 その他

就学援助に関する情報は、個人情報のため、他人に知られることのないように配慮します。

就学援助の認定中に世帯状況が変わる場合（保護者変更、再婚、転居、祖父母と同居、世帯員の増加等）は、必ず、すみやかに学校へご連絡ください。再婚等により世帯に新たな構成員が加わった場合、いったん就学援助の支給を停止します。引き続き就学援助を希望する場合は、新しい世帯構成で再申請していただきます。なお、離婚等により世帯の構成員が減った場合については、就学援助の支給を引き続き行います。

申請内容に修正や誤りがあることが判明し、認定要件を満たさなくなった場合は認定を取り消すことがあります。申請内容に疑義がある場合、事情を確認することや、申請内容に疑義がある場合、職権で世帯状況や所得等の確認をすることがあります。

令和4年4月～8月の認定・支給については、令和4年度予算成立を前提にしています。状況によっては、このお知らせのとおり認定・支給されないことがあります。

(就学援助に関するお問い合わせ先)

名古屋市教育委員会学事課がくじか (TEL 052-972-3217、FAX 052-972-4175) または 通学先の学校
名古屋市公式ウェブサイト

就学援助の申請方法について

1 提出書類

①就学援助費受給申請書（このお知らせの4ページ（裏面）をコピーするか、切り取ってお使いください）
名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードもできます。

②証明書類（「同意」欄に世帯主が署名し、同意した場合、証明書類は必要ありません。）

就学援助受給申請書の「同意欄」に世帯主が自署せず同意しない場合は、以下の区分ごとに必要書類を添付してください。なお、令和3年1月2日以降に名古屋市に転入された場合や所得の申告をされていない場合、お子さんと住所が異なる所に住んでいる場合は、情報取得ができないため、別途、必要書類を提出していただきます。

申請項目	証明書類（「同意欄」に世帯主が自署せず、同意しない場合など）	証明書発行場所												
1	生活保護法に規定する要保護者 証明書不要	/												
2	生活保護が停止または廃止された方 保護決定通知書（【令和2年4月2日以降】の停止・廃止） ※世帯変更が理由で廃止された場合(再婚等)は該当しません。	区役所民生子ども課 支所区民福祉課 (社会福祉事務所)												
3	児童扶養手当が支給された方 児童扶養手当証書（受給期間が【令和2年11月以降】のもの） ※社会福祉事務所長の押印がされたページのコピーが必要です。 ※児童手当、ひとり親家庭手当等の他の手当は該当しません。 ※父母のいずれかが重度の障害を有することにより児童扶養手当を受給している場合は、重度の障害を有していることがわかるもの（障害者手帳のコピー等）を添付してください。													
4	経済的に困りの方 世帯全員分の市民税・県民税証明書（コピー可）【令和3年度(令和2年分所得)】（所得税法上扶養されている方、高校生以下の方は除く） この項目で申請できるのは、各世帯員の令和2年（令和2年1月～12月）の所得額から10万円差し引いた額の合算額が下の所得基準額以下の場合です。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">世帯の人数</th> <th style="width: 15%;">2人世帯</th> <th style="width: 15%;">3人世帯</th> <th style="width: 15%;">4人世帯</th> <th style="width: 15%;">5人世帯</th> <th style="width: 15%;">6人世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">所得基準額</td> <td style="text-align: center;">248万1千円</td> <td style="text-align: center;">278万6千円</td> <td style="text-align: center;">316万3千円</td> <td style="text-align: center;">375万6千円</td> <td style="text-align: center;">412万7千円</td> </tr> </tbody> </table> 7人世帯以上は6人世帯の所得基準額に1人増すごとに48万9千円を加えた額。 生計を維持している方の傷病や失業(解雇、倒産)などやむを得ない事情*で収入が激減した場合所得が基準額を超過しても配慮する場合があります。学校へご相談ください。 ※定年・自己都合退職は該当しません。		世帯の人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	所得基準額	248万1千円	278万6千円	316万3千円	375万6千円	412万7千円
世帯の人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯									
所得基準額	248万1千円	278万6千円	316万3千円	375万6千円	412万7千円									

※就学援助での「世帯」とは、同じ家に住んでいる方すべてをいいます。祖父母等で生計や住民票を別にしても、同じ家に住んでいる方は同一世帯とみなします。単身赴任などにより、同じ家には住んでいないが、その世帯の生計を維持している方も同一世帯に含みます。同一世帯の方全員を申請書の世帯状況欄に記入してください。申請項目3を除き、世帯全員が、同じ項目に該当していることが必要です。

2 提出期限

(1) 令和3年9月からの認定をご希望の方 令和3年9月24日（金）までに学校へ提出

(2) 令和4年4月からの認定をご希望の方 令和4年4月15日（金）までに学校へ提出

(3) 申請は令和3年10月～令和4年2月、令和4年5～7月は随時受け付けています。ただし、就学援助費の支給は原則、不備なく申請が受け付けられた当月分以降（申請月の1日現在で名古屋市内の小・中学校に在籍がない方は翌月以降）が対象となります。（例：令和3年11月に不備なく認定→11月分から支給開始）

※(1)(2)の期限までに提出できない場合は学校へご相談ください。

3 申請に関する注意事項

受給申請書の世帯状況欄には必ず「児童生徒」「保護者」を含む「同一世帯の方全員」を記入してください。就学援助を希望するお子さんが2人以上いる方は、お子さん一人ひとりについてそれぞれ通っている学校へ申請してください。ごきょうだいも就学援助を受けていても自動的に認定はされません。

地震や豪雨等で被災されたことを理由に申請する場合の手続きについては、学校へご相談ください。

※すでに令和3年9月以降の継続認定がされている方はあらためて申請する必要はありません。

就学援助費受給申請書

(認定期間：令和4年8月まで)

(宛先) 名古屋市教育委員会

年 月 日

名古屋市立 _____ 学校長

就学援助費の支給を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

就学援助の認定がされた場合には、就学援助費の請求・領収及び返納に関する事務を学校長に委任するとともに、これら委任した事務を復委任することを承諾します。また、学校徴収金について未納が生じた場合は、就学援助費を学校徴収金に充当することを学校長に委任します。(名古屋市立学校へ転校した場合、これらの委任行為は転校先の学校長に移ることとします。)

申請者(保護者)

氏 名(自署)

住所	町名、番地・番号、アパート・マンション名、部屋番号			
	名古屋市 区			
世帯状況 (同居している方全員を記入)	氏 名	続 柄 (児童生徒から見て)	生 年 月 日	職業又は在学学校名・学年
	フリガナ	児童生徒本人	・ ・	名古屋市立 _____ 学校 第 _____ 学年
		保護者 続柄 ()	・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
申請項目・理由	(該当する項目の番号を1つだけ○で囲んでください。)			
	1	生活保護を受けている		
	2	生活保護が停止又は廃止された		
	3	児童扶養手当が支給された		
	4	経済的に困窮している(該当する申請理由に「✓」をつけてください。) <input type="checkbox"/> 所得が基準額以下である <input type="checkbox"/> その他(生計維持者の傷病・失業(解雇・倒産)による収入激減、海外から転入したため所得証明ができないなど) ※具体的に記入してください。申請にあたっては、事前に学校に相談してください。		
同意	就学援助の審査のために、教育委員会が、同居家族全員の住民基本台帳情報、生活保護情報、児童扶養手当情報及び所得情報を閲覧し、必要な情報を確認すること、また、申請書の記載事項及び調査・閲覧事項を事務処理に活用することに同意しますか?			
	○A を・ つB けの てい くず だれ さか い	A はい、同意します。 ※下記に世帯主が署名してください↓ ※申請の際、証明書類は不要です。ただし該当データが取得できない場合は、証明書を提出していただきます(申請項目「4」で申請の場合、令和3年1月1日現在名古屋市に住民登録のなかった方の所得情報については証明書が必要です)。 ※署名がない場合は同意がないものとします。 _____ 世帯主氏名(自署) (祖父母等、同居家族に住民票上世帯分離している方がいる場合、その世帯の世帯主も署名してください。) _____ 世帯主氏名(自署)		
		B いいえ、同意しません。必要な証明書類を添付します。		
備考		認定者番号		